

事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道の「夏の再拡大防止特別対策」に伴い、市内全域の飲食店等を対象として、引き続き営業時間短縮等の要請が発出されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後9時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。
※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 **7月12日(月)から7月25日(日)まで**

■要請内容

①営業時間及び酒類提供

営業時間 **午前5時から午後9時まで**

酒類提供 **午前11時から午後8時まで(利用者による酒類の店舗持込を含む)**

②業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する

- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- 手指消毒設備の設置
- 食事中以外のマスク着用の推奨
- 施設の換気を行う
- 入場者の整理・誘導
- 事業を行う場所の消毒
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する
- 新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- 従業員への検査推奨
- 同一グループの入店は原則4人以内
- 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食の実践） など

③飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

支援金の主な支給要件

7月12日(月)から7月25日(日)までの全期間

において、要請に応じること

- ※ 7月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- ※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記の予定です。
申請のお忘れがないようご注意ください。

■受付期間（予定）

令和3年7月26日(月)から令和3年8月31日(火)まで

■支援金額（1店舗1日当たり）

中小企業	2万5千円から7万5千円 前年度又は前々年度の売上高の3割をもとに、算出
大企業	20万円 または 前年度もしくは前々年度売上高の3割のうち低いほうが上限 前年度又は前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに、算出

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可能です。

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(8月9日までは土日祝日も対応。8月10日以降は平日のみ)

■ホームページ

【道の特別対策（7月12日～7月25日）】飲食店等への要請に係る支援金について

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0712iko.html

